

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年5月30日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	さいたま市	
4. 届出番号	16	
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)	
6. 独自利用事務の対象者	保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である市内小学校に就学する児童	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成29年3月29日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	11	
10. 保護評価書の名称	保育施設及び放課後児童クラブに関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?kk_name=%26%2312373%3B%26%2312356%3B%26%2312383%3B%26%2312414%3B%26%2324066%3B&count=20&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&sort_key=opn_date_from&sort_order=DESC&search=1&page=1	
12. 委任関係		▼

執行機関名 さいたま市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		さいたま市個人番号の利用に関する条例別表第2 第33の項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	さいたま市放課後児童クラブ条例(平成13年条例第178号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、小学校放課後の児童健全育成に資するため、さいたま市放課後児童クラブを設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		さいたま市放課後児童クラブ条例(平成13年条例第178号) さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則(平成13年規則第121号)